

令和3年度庁舎等使用調整計画について

- 横浜第2合同庁舎
- 那覇第1地方合同庁舎

令和4年2月21日
財務省理財局

横浜第2合同庁舎の庁舎等使用調整計画

使用官署（横浜保護観察所）が横浜（新）地方合同庁舎へ移転すること等に伴って生じる空きスペースの有効活用

【横浜第2合同庁舎】



〔所在地〕

神奈川県横浜市中区
北仲通5-57

〔建物概要〕

平成5年築
地上23階、地下3階
建 4,677㎡／延 74,389㎡

〔使用官署及び使用の現状〕

関東運輸局	5,328㎡
第三管区海上保安本部	5,066㎡
横浜地方法務局	4,535㎡
南関東防衛局	4,410㎡
関東地方整備局	3,289㎡
関東農政局神奈川支局	3,089㎡
関東財務局横浜財務事務所	1,463㎡
横浜保護観察所	1,306㎡
他11官署等	10,041㎡
未使用部分	1,753㎡
共用部分	34,108㎡

（注）下線の官署及び未使用部分の一部が
使用調整対象

横浜（新）地方合同
庁舎へ移転、及び
監査指摘等に伴い
生じる空きスペース
の活用

使用調整対象面積
約 3,060㎡

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考	
南関東防衛局	約 1,230㎡	移転	令和5年度以降	【廃止庁舎からの移転先確保・分散解消】 横浜地方合同庁舎廃止により移転及び、事務室の配置を一部変更し分散解消するもの。	
関東信越厚生局神奈川年金審査分室	約 300㎡			【廃止庁舎からの移転先確保】 横浜地方合同庁舎廃止により移転するもの。	
関東信越厚生局神奈川事務所	約 520㎡	借受解消		【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料年額約5,120万円が縮減されるもの。	
神奈川労働局	約 570㎡			【分散解消・狭あい解消】 分散解消及び狭あい解消のため事務室の配置を一部変更し、拡充するもの。	
神奈川労働局横浜わかものハローワーク	約 140㎡				
関東財務局横浜財務事務所	約 200㎡	拡充			【専用通路の共用化】
共用通路	約 100㎡	転用			
合計	約 3,060㎡				

那覇第1地方合同庁舎の庁舎等使用調整計画

使用官署（沖縄気象台等）が那覇第2地方合同庁舎へ移転すること等に伴って生じる空きスペースの有効活用

【那覇第1地方合同庁舎】



【所在地】

沖縄県那覇市樋川1丁目
377-57

【建物概要】

昭和61年築
地上8階、地下1階
建 2,683㎡／延 20,743㎡

【使用官署及び使用の現状】

那覇地方検察庁	2,872㎡
沖縄気象台	2,570㎡
那覇地方法務局	2,301㎡
那覇保護観察所	435㎡
国土地理院沖縄支所	246㎡
福岡出入国在留管理局那覇支局	991㎡
他8官署	1,919㎡
共用部分	9,410㎡

（注）下線の官署の一部が使用調整対象

那覇第2地方合同
庁舎へ移転等に
伴い生じる空きス
ペースの活用

使用調整対象面積
約 3,120㎡

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
自衛隊沖縄地方協力本部	約 870㎡	借受解消	令和6年度 以降	【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料年額約5,600万円が縮減されるもの。
那覇防衛事務所	約 60㎡			
沖縄森林管理署	約 220㎡			
沖縄国税事務所事務処理センター	約 780㎡	移転		【新たな行政需要への対応】 北那覇及び沖縄税務署の事務処理センターと宮古島及び石垣税務署の内部事務を移転させ、統合するもの。
沖縄国税事務所	約 160㎡	移転・拡充		【狭あい解消】 沖縄国税事務所の狭あい解消のため一部を移転させ、拡充するもの。
那覇地方法務局	約 300㎡	拡充		【分散解消・狭あい解消】 分散解消及び狭あい解消のため事務室の配置を一部変更し、拡充するもの。
那覇保護観察所	約 110㎡			
福岡出入国在留管理局那覇支局	約 290㎡			【狭あい解消】 狭あい解消のため事務室の配置を一部変更し、拡充するもの。
那覇地方検察庁	約 110㎡			【狭あい解消】 狭あい解消のため拡充するもの。
九州厚生局沖縄事務所	約 30㎡	転用		【水素ガス棟を倉庫へ転用等】
共用倉庫等	約 190㎡			
合計	約 3,120㎡			

横浜第2合同庁舎の庁舎等使用調整計画

今回対象

横浜第2
合同庁舎

【令和5年3月
竣工予定】

横浜(新)地方
合同庁舎

【R5年度以降移転】
▶横浜保護観察所
〔法務省〕

【R5年度以降移転】
▶横浜中税務署〔財務省〕
▶関東管区行政評価局〔総務省〕
▶横浜地方検察庁〔法務省〕
▶東京国税不服審判所横浜支所
〔財務省〕
▶横浜営繕事務所〔国交省〕

【R5年度以降移転】
▶南関東防衛局〔防衛省〕
▶関東信越厚生局
神奈川年金審査分室〔厚労省〕

【R5年度以降移転】
民間ビル 借受解消
▶関東信越厚生局神奈川事務所〔厚労省〕
▶神奈川労働局(指導課幹旋室、労災補償課
分室)〔厚労省〕
▶神奈川労働局横浜わかものハローワーク
〔厚労省〕

使用調整対象面積

- ◀新庁舎整備に伴う移転▶
▶横浜保護観察所〔法務省〕 約1,310㎡
- ◀監査指摘に伴う余剰スペース▶
▶関東農政局神奈川支局〔農水省〕 約1,070㎡
- ◀分散解消に伴う一部返還▶
▶南関東防衛局〔防衛省〕 約450㎡
- ◀分散解消・狭あい解消に伴う一部返還▶
▶関東財務局横浜財務事務所〔財務省〕 約100㎡
- ◀未使用部分▶ 約130㎡

計 約3,060㎡

使用調整後の面積

- ◀廃止庁舎からの移転▶
▶南関東防衛局〔防衛省〕
約1,230㎡ ※分散解消を含む
- ▶関東信越厚生局神奈川年金審査分室〔厚労省〕
約300㎡
- ◀借受解消(民間ビル)▶
▶関東信越厚生局神奈川事務所〔厚労省〕 約520㎡
▶神奈川労働局〔厚労省〕 約570㎡
▶神奈川労働局横浜わかものハローワーク
〔厚労省〕 約140㎡
- ◀分散解消・狭あい解消▶
▶関東財務局横浜財務事務所〔財務省〕 約200㎡
- ◀共用通路:専用通路の共用化▶ 約100㎡

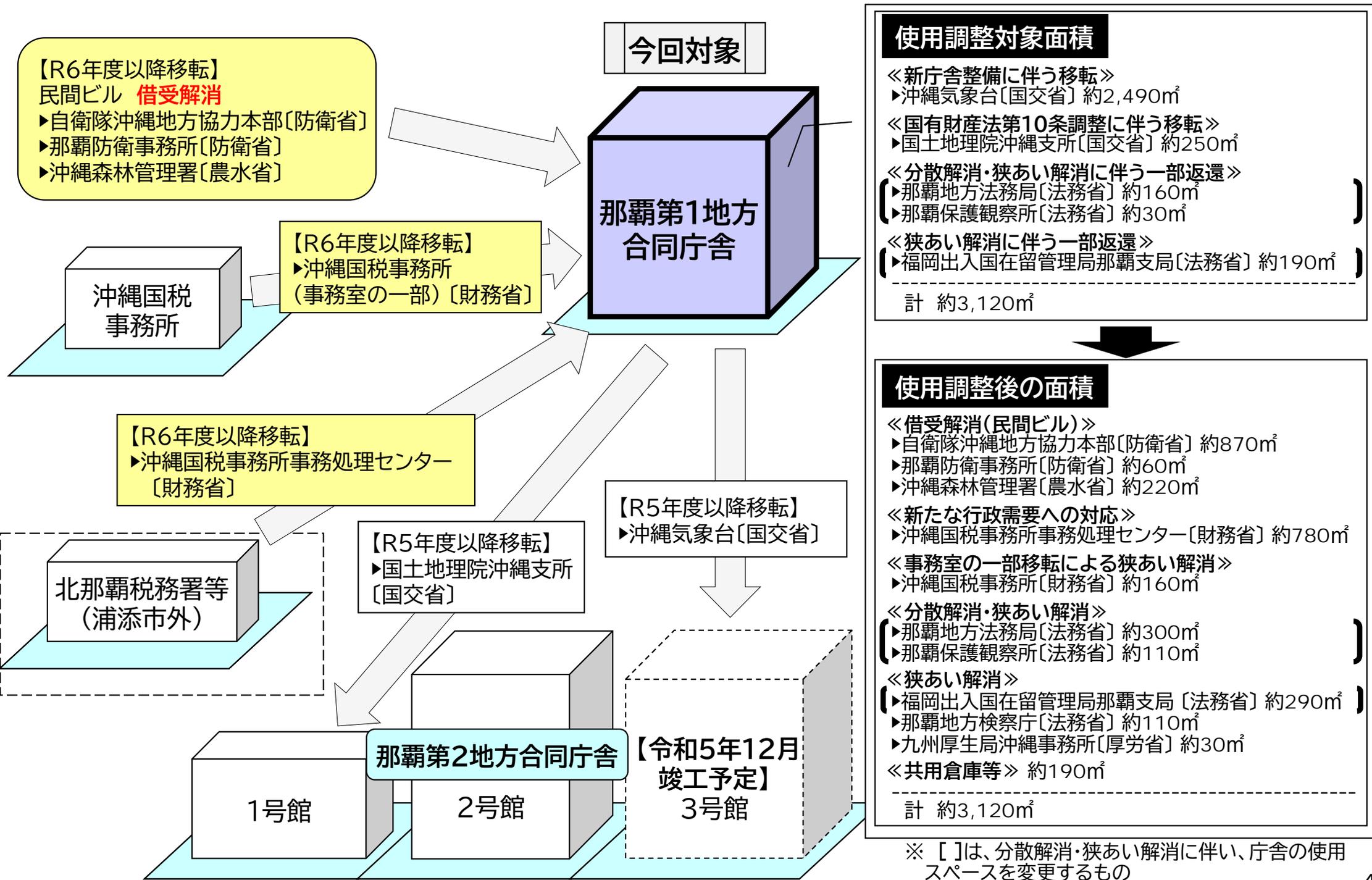
計 約3,060㎡

※ []は、分散解消・狭あい解消に伴い、庁舎の使用
スペースを変更するもの

❌ 廃止

横浜(旧)地方
合同庁舎

那覇第1地方合同庁舎の庁舎等使用調整計画



【R6年度以降移転】
民間ビル **借受解消**
▶自衛隊沖縄地方協力本部〔防衛省〕
▶那覇防衛事務所〔防衛省〕
▶沖縄森林管理署〔農水省〕

【R6年度以降移転】
▶沖縄国税事務所
(事務室の一部)〔財務省〕

【R6年度以降移転】
▶沖縄国税事務所事務処理センター
〔財務省〕

【R5年度以降移転】
▶国土地理院沖縄支所
〔国交省〕

【R5年度以降移転】
▶沖縄気象台〔国交省〕

那覇第2地方合同庁舎

【令和5年12月
竣工予定】
3号館

使用調整対象面積

◀新庁舎整備に伴う移転▶
▶沖縄気象台〔国交省〕約2,490㎡

◀国有財産法第10条調整に伴う移転▶
▶国土地理院沖縄支所〔国交省〕約250㎡

◀分散解消・狭あい解消に伴う一部返還▶
〔▶那覇地方法務局〔法務省〕約160㎡
▶那覇保護観察所〔法務省〕約30㎡〕

◀狭あい解消に伴う一部返還▶
〔▶福岡出入国在留管理局那覇支局〔法務省〕約190㎡〕

計 約3,120㎡

使用調整後の面積

◀借受解消(民間ビル)▶
▶自衛隊沖縄地方協力本部〔防衛省〕約870㎡
▶那覇防衛事務所〔防衛省〕約60㎡
▶沖縄森林管理署〔農水省〕約220㎡

◀新たな行政需要への対応▶
▶沖縄国税事務所事務処理センター〔財務省〕約780㎡

◀事務室の一部移転による狭あい解消▶
▶沖縄国税事務所〔財務省〕約160㎡

◀分散解消・狭あい解消▶
〔▶那覇地方法務局〔法務省〕約300㎡
▶那覇保護観察所〔法務省〕約110㎡〕

◀狭あい解消▶
〔▶福岡出入国在留管理局那覇支局〔法務省〕約290㎡
▶那覇地方検察庁〔法務省〕約110㎡
▶九州厚生局沖縄事務所〔厚労省〕約30㎡〕

◀共用倉庫等▶ 約190㎡

計 約3,120㎡

※ []は、分散解消・狭あい解消に伴い、庁舎の使用スペースを変更するもの

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）
（昭和三十二年法律第百十五号）

（用語の定義）

第二条 （略）

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその
附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）

二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途
の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

（庁舎等使用調整計画）

第四条 財務大臣は、第三条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等
について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を
行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関す
る計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知し
なければならない。

2～3 （略）

4 財務大臣は、第一項及び第二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、
あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かななければならない。

5～7 （略）